

プロポーザル説明書（大通交流拠点地下広場整備工事实施設計）

1 プロポーザルの目的

札幌市市民まちづくり局都心まちづくり推進室が大通交流拠点地下広場整備工事实施設計を委託する者（以下「設計者」という。）の選定にあたり、提案者の創造性、技術力、経験などを適正に審査の上、その業務の内容に最も適した設計者を選定することを目的とします。

2 業務概要

- (1) 業務名 大通交流拠点地下広場整備工事实施設計
- (2) 業務概要 詳細は別紙「業務概要」による。

3 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限り、グループや複数企業で応募する場合はその代表者の要件とします。ただし、同一社の複数参加はできません。

なお、グループや複数企業による提出については、共同参加者とのJVの結成を求めたものではなく、契約の相手方はグループ等の代表社（者）とし、他の構成員は協力会社（者）となります。

(1) 参加者に求められる資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 平成23・24年度札幌市競争入札参加資格者名簿に大分類「役務（建設関連サービス業）」中分類「建築設計・監理業」等級「A」の名簿区分で登録されていること。
- ③ 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

- ⑤ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を行っており、本社、本店又は支店が札幌市内にあること。
- ⑥ これまでに、地下街、地下鉄駅、公共地下歩道その他これらに類する一般公共の用に供する地下施設の新設又は大規模な増改築工事に係る設計に携わった実績のあるものであること。
- ⑦ （2）に掲げる業務従事者を配置できること。

（2）業務従事者の資格等

総括責任者及び各主任技術者の条件は次のとおりとする。

- ① 総括責任者及び各主任技術者は、それぞれ 1 名であること。
- ② 総括責任者及び建築設計における主任技術者は、建築士法に規定する一級建築士であること。
- ③ 土木設計における主任技術者は、技術士法に規定する技術士（建設部門）の資格を有していること。
- ④ 設備設計における主任技術者は、建築士法に規定する建築設備士の資格を有していること。
- ⑤ 総括責任者と各主任技術者は、兼任しないこと。

※ 総括責任者は、本設計業務全般の業務管理及び総括を行うものとする。

※ 主任技術者は、総括責任者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とし、担当技術者は、総括責任者及び主任技術者のもとで、分担業務分野の設計に係る一連の業務を担当するものとする。

（3）参加者に期待する事項

- ・ 都市を代表する質の高い公共空間の形成に寄与した建築設計の実績を有すること
- ・ 公共空間内において、土木、造園との協働によるプロジェクトにおいて行った建築的提案に関する実績を有すること
- ・ 公共空間内において、サイン計画および広告媒体の展開をテーマに優れたデザインコーディネートを行った実績を有すること

4 手続等

（1）担当部局・提出先

札幌市市民まちづくり局都市計画部都心まちづくり推進室都心まちづくり課

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

電話：011-211-2692 FAX：011-218-5112

HPアドレス：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>

電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

（2）事務等取扱日時

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前8時45分から午後5時15分までとします。

（3）全体日程

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 質問書の提出期限 | 平成24年 8月31日（金）正午 |
| ② 質問書に対する回答 | 平成24年 9月 5日（水） |
| ③ 技術資料・技術提案書の提出期限 | 平成24年 9月13日（木）正午 |
| ④ 一次審査 | 平成24年 9月18日（火） |
| ⑤ 二次審査（ヒアリング） | 平成24年10月 4日（木） |
| ⑥ 設計者の選定等通知 | 平成24年10月 9日（火） |

※ 参加者が少数の場合は、一次審査を省略し、一次審査の実施予定日に二次審査（ヒアリング）を実施のうえ、選定等通知を前倒しする場合があります。

（4）質問及び回答

- ・ 質問は提出期限までに「質問書（様式1）」を提出先に持参してください。
なお、郵送、FAX、電子メールによる提出（提出期限までに必着）も可能としますが、その場合は、提出前に電話等により提出先に確認してください。
- ・ 口頭による質問は受け付けません。
- ・ 質問書に複数記載することも、質問書を複数提出することも支障ありません。
- ・ 質問書に対する回答は、文書により質問書の提出者に回答の上、ホームページ上に掲載し、プロポーザル説明書の追加又は修正として取り扱います。

（5）技術資料・技術提案書の提出等

- ・ プロポーザル方式による設計者選定等に参加しようとする者は、「技術提案書等の提出について（様式2）」1部及び技術資料等（様式3～様式8）10部を提出期限までに提出先に持参又は郵送等（配達記録等配達状況を確認できるものに限る。提出期限までに必着）により提出してください。FAX、電子メールでの提出は受け付けません。

- ・ 技術資料及び技術提案書は、「(別紙1) 技術資料作成要領」及び「(別紙2) 技術提案書作成要領」に基づき作成してください。
- ・ 提案項目は「5 提案内容について」のとおりです。
- ・ 提出された技術資料等は返却しません。

(6) 参考資料

- ・ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、平成23年度大通交流拠点施設計画検討業務報告書等の参考資料を上記事務局で貸与します。当該報告書等の取扱いに際しては、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用できません。また、当該報告書は複製禁止とし、プロポーザル終了までに返却してください。

5 提案内容について

本プロポーザルにおいては、大通交流拠点が都心の中心性を象徴するにふさわしい拠点となるよう空間的な魅力を高めることを伴いながら、公共サービス等の利便性の向上と人々の多様な活動を受け止めることが可能となる広場づくりを目指していること【大通交流拠点地下広場整備基本計画(案)(平成24年8月24日現在パブリックコメント実施中：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/project/odori-plaza.html>) 参照】を踏まえて、以下の項目について提案してください。

■求める提案項目

- ① 当計画の整備方針に関する認識
基本計画(案)における「整備の方針」を踏まえ、どのようなコンセプトで本業務に取組もうとしているか
- ② デザイン案検討チームの執行体制
デザイン案作成に関する検討チーム(1社の場合は社内におけるチーム)について、チーム編成およびチームの特色等を提示
- ③ 環境負荷低減のための取組
- ④ その他独自提案項目(当該業務を実施するにあたり重要と考えられる視点など)

6 審査及び設計者の選定について

審査は、市民まちづくり局都心まちづくり推進室に設置する「大通交流拠点地下

広場プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、一次審査及び二次審査の2段階で行います。

ただし、参加者が少数の場合は、一次審査を省略し、一次審査の実施予定日に二次審査を実施する場合があります。

(1) 一次審査

- ・ 所定の期日までに提出された技術資料を評価基準に基づいて審査し、提案者を3者程度選定します。ただし、参加者が少数の場合は、一次審査を省略する場合があります。
- ・ 所定の期日までに提出した者が1者だった場合は、提出された技術資料及び技術提案書の評価が基準点を超える場合、提出者を提案者として選定します。

(2) 二次審査に伴うヒアリング

- ・ 技術提案書等を基に、提出者の「業務の実施体制」、「提案内容」等について選定委員会が評価を行うためにヒアリングを実施します。
- ・ 出席者は総括責任者・主任技術者を含め3名以内とし、代理の出席は認めません。なお、総括責任者は必ず出席してください。
- ・ ヒアリングは1社(協力会社を含む。)約25分(説明10分、質疑15分)を予定し、順次個別に行います。
- ・ 出席できない場合は、ヒアリングなしで審査することになります。
- ・ 詳細は別途通知します。

(3) 二次審査

- ・ 提案者を対象に、技術提案書及びヒアリング内容を「(別紙3) 評価の視点」に基づいて審査し、一次審査の結果も勘案して当該業務に最も適していると認められる提案者を設計者として選定します。

また、選定した設計者に次いで当該業務に適していると認められる提案者を次点の者として選定します。

なお、二次審査に進んだ者が1者だった場合は、提出された技術提案書及びヒアリング内容の評価が基準点を超える場合に、提案者を設計者として選定します。

(4) 評価基準

- ・ 一次審査
技術資料による評価

① 事務所の体制・業務への取組体制等【10点】

② 総括責任者・主任技術者【10点】

・二次審査

技術資料・技術提案書による評価

① 業務の実施体制【20点】（一次審査結果を反映）

② 提案内容【40点】

・ヒアリングによる評価

④ 業務への意欲、姿勢等【40点】

※図面等の具体的な表現がある提案は、失格や減点とする場合があります。

(5) 審査及び設計者の選定等通知

- ・ 各審査及びヒアリングは非公開としますが、各審査の結果はそれぞれの参加者及び提案者全員に通知するとともに、二次審査終了後ホームページにおいて選定結果（設計者名）を公表します。

7 技術資料及び技術提案書の取扱い

- ・ 提出後の技術資料及び技術提案書の訂正、追加及び再提出は認めません。
- ・ 著作権はそれぞれの設計事務所に帰属します。
- ・ 提出された技術提案書は非公開とします。
- ・ 設計者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

8 実際の業務委託について

- ・ 本業務の対象範囲については、都市計画広場の決定（平成24年12月頃）を予定しているが、何らかの事情により決定が不可能となった場合は、契約内容を変更することがあります。
- ・ 選定委員会で選定された設計者に対しては、原則として当該業務の設計を委託するものとします（実施設計の委託業務に係る契約手続きは財政局管財部で実施）。
- ・ 設計者の選定から契約までの間に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けた場合又は会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事更生法（平成11年第法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた等経営状態が著しく不健全であ

ると認められる場合は契約を行わないことがあります。

- ・ 受託者は、技術資料により提案された履行体制により当該業務を履行するものとします。
- ・ 発注者は、契約後の設計業務において、技術提案書の提案内容に拘束されません。

9 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

(2) 失格要件となる場合

以下の条件の一つに該当する場合には、選定委員会に置いて審査の上、失格となる場合があります。

- ・ 技術提案書に虚偽の記載がある場合
- ・ 選定中に、技術資料に記載された総括責任者が担当できないことが明らかになった場合
- ・ 選定後に、技術資料に記載された総括責任者がきわめて特別な場合（死亡、入院等）を除き担当できないことが明らかになった場合
- ・ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ・ 選定中に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けた場合又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事更生法（平成 11 年第法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた等経営状態が著しく不健全であると認められる場合
- ・ その他、選定委員会において不適切と認められた場合

(3) 受注資格の喪失

当該業務を受注した建設コンサルタント（協力を受ける他の建設コンサルタントを含む）等が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、当該業務に係る工事の入札に参加し又は本件工事を請け負うことはできません。

(4) その他

- ・ 本プロポーザル方式による設計者選定に係る提出書類の作成及び提出にかかる費用については、参加者の負担とします。

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格するとともに、虚偽の記載をした者に対して参加停止措置を行うことがあります。
- ・ 発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用することはできません。
- ・ 原則として、プロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリング、敷地内及び写真撮影が許されない場所での写真撮影並びに通常の利用において立ち入ることが想定されない場所への立ち入り等は禁止します。